

【施策13】生活安全

～生活に身近な安心を実感できるまち～

◆展開方向01: 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。

1	交通安全推進事業費	95
2	交通安全協会補助金	97
3	街頭犯罪防止事業費	99
4	暴力団排除条例関係事業費	101
5	犯罪被害者等支援事業費	103
6	防犯協会等補助金	105

◆展開方向02: 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。

1	計量器検査関係事業費	107
2	全国特定市計量行政協議会負担金	109
3	消費生活相談事業費	111
4	消費生活啓発事業費	113
5	多重債務者対策関係事業費	115
6	消費者行政活性化事業費	117
7	地方卸売市場事業費会計繰出金	119
8	定期検査等委託事業費	120
9	施設維持管理事業費(消費生活センター)	121
10	市場運営委員会等関係事業費	122
11	市場活性化対策事業費	123
12	卸売業務関係事業費	124
13	施設整備事業費(地方卸売市場事業費)	125
14	施設維持管理事業費(地方卸売市場事業費)	126
15	全国公設地方卸売市場協議会等負担金	127
16	市償還金(地方卸売市場事業費)	128
17	市債利子(地方卸売市場事業費)	129

(このページは白紙です)

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交通安全推進事業費	10AY	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	交通安全対策基本法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市交通安全計画(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和46年度		款	10 総務費
施策	13 生活安全		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	交通事故死傷者数は減少傾向にあるが、依然として毎年3,000人近い交通事故死傷者が発生している状況を踏まえ、交通事故の撲滅を図るため、交通安全教育及び交通安全思想の普及・啓発活動を実施していく。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	段階的かつ体系的な交通安全教育を行うほか、広く市民に対し、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通安全意識の向上と交通安全マナーを身につけることにより、交通事故のない尼崎を目指す。
事業概要	交通安全対策基本法に基づき、交通安全教育及び交通安全に関する啓発活動を推進することにより、交通安全思想の普及・浸透を図る。
実施内容	<p>広く市民に対し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、以下の事業を実施。</p> <p>(1)交通安全教育事業 ・地域幼児交通安全教室の実施(うさちゃんクラブ:3歳から就学前の子どもとその保護者) 平成25年度:16回 202人 平成26年度:15回 458人 ・年齢に応じた交通安全教室を申込み制で実施(未就学児向け、小・中・高校向け、高齢者向け等) 平成25年度:210回 19,720人 平成26年度:235回 24,126人</p> <p>(2)交通安全指導者養成講座 交通安全教育を指導者自ら実施できるよう、保育士や幼稚園、小中高校教諭に対し交通安全指導者養成講座を実施 平成25年度:1回 15人 平成26年度:1回 13人</p> <p>(3)自転車運転免許推進事業 参加・体験・実践型を主とする自転車安全教室を警察と連携して実施し、自転車運転免許証等を交付 平成25年度:43回 5,325人(内免許証等交付1,600人) 平成26年度:58回 8,692人(うち免許証等交付2,921人)</p> <p>(4)交通安全運動事業 ・四季の交通安全運動...市報での広報、警察等主催のキャンペーンへの協力、啓発チラシの閲覧等 ・交通安全功労者の表彰...平成25年度:6団体 7人 平成26年度:5団体 8人 (5)交通安全マーク設置事業...平成25年度:塗りなおし74ヶ所 平成26年度:塗りなおし54ヶ所</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,066	960	1,316	
需用費	501	414	747	
役員費	31	23	24	
委託料	409	403	416	
備品購入費	112	110	107	
その他	13	10	22	報償費、旅費、使用料
人件費 B	27,020	20,983	25,492	
職員人工数	2.77	2.09	2.41	
職員人件費	22,565	16,524	19,099	
嘱託等人件費	4,455	4,459	6,393	
合計 C(A+B)	28,086	21,943	26,808	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	28,086	21,943	26,808	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内の自転車関連交通事故数(実績値については、暦年で表記している。)							単位	件	
目標・実績	目標値	868	達成年度	29年度	24年度	1,042	25年度	1,043	26年度	1,009
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 昨年比、34件減少しているが、平成29年の目標を達成するためには、更なる取組が必要な状況である。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	昭和46年以降、尼崎市交通安全計画を策定し、継続して交通安全教育を推進してきた結果、近年交通事故死傷者数は減少傾向にあり、本市の施策についても一定の成果が現れていると考える。しかしながら、本市は平坦で自転車が利用しやすい土地であることもあり、自転車関連事故が多く、自転車関連事故対策をはじめ、継続した交通安全教育が必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 交通安全思想を広めるもので、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など、各都市における交通状況が著しく異なることから、単純に比較することは困難であるが、本市は従来より交通安全教育に力点を置いて地道に教育・啓発を行っており、大きな強みであると考えている。しかしながら、県内他市との比較において、人身事故に占める自転車関連事故件数の割合が高く、更に自転車に関するルールやマナーの徹底が必要であると考える。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	交通安全思想の普及啓発は、市が責任を持って行うべき施策であり、当該事業については、今後も施策の立案等事業の根幹に関わる部分について、市職員が担うべきであると考えているが、将来的には交通安全教室を学校や団体でそれぞれに取り組んでいけるような体制づくりを行う。なお、小規模事業者を対象とした交通安全教育については現在委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	交通安全教育の推進については、市のみならず、学校、地域等がそれぞれの役割分担を果たす中で、連携協力して粘り強く施策を実施していく必要がある。

⑧総合評価

総合評価	<p>拡充</p> 当該施策については長年にわたり、市、警察、交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育・啓発を推進してきた。その結果、近年では交通事故発生件数は減少傾向にある。しかしながら、本市においては、地域性もあり人身事故に占める自転車関連事故の割合が非常に高いことから、自転車事故の減少が重要な課題である。そのため、自転車関連事故の減少に向けた新たな取組を実施する必要がある。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	現在目標としている自転車教室の全校実施を継続するほか、各学校において交通安全リーダーを設置し、自転車教室及び日常的な交通安全教育等を協力して実施する体制を整える。また、自転車事故減少に向け、警察と連携した啓発など新たな取り組みを実施する。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	交通安全協会補助金	10BR	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	交通安全事業運営団体補助金交付要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和45年度		款	10 総務費
施策	13 生活安全		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市においては、交通事故死傷者数は減少傾向にあるものの、依然として毎年3,000人前後の交通事故死傷者が発生している状況にあるため、引き続き、交通安全思想の普及啓発活動や交通安全教育を行い、交通事故の防止を図っていくことが必要である。こうしたことから、警察との緊密な連携が可能であり、交通安全事業を推進している交通安全協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な交通安全対策を実施していく。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	広く市民に交通安全思想の普及、浸透を図り、市民一人ひとりが交通安全の意識を徹底することを自らの課題として捉え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故のない尼崎を目指す。
事業概要	交通安全対策基本法に基づき、関係団体等と連携の下、交通事故の防止を図るため、交通安全思想の普及啓発活動や交通安全教育を実施している交通安全協会へ補助を行う。
実施内容	<p>補助対象となる、市内4ヶ所の交通安全協会は、各種交通安全運動等の活動を通じて、交通安全思想の普及啓発を行うため、以下の事業を実施している。(平成27年4月1日、尼崎中央及び西交通安全協会が合併し、尼崎南交通安全協会となったことで、現在市内の交通安全協会は3ヶ所である。)</p> <p>主な事業内容</p> <p>(1) 交通安全思想の普及啓発活動</p> <p>(2) 春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動等の各種運動の実施と啓発活動</p> <p>(3) 交通ルール遵守とマナー向上のため各種交通安全教育の啓発活動と街頭指導</p> <p>(4) 自転車安全利用促進のための「さわやかサイクル運動」の実施</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	768	768	768	
負担金補助及び交付金	768	768	768	交通安全協会補助金
人件費 B	489	474	476	
職員人工数	0.06	0.06	0.06	
職員人件費	489	474	476	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,257	1,242	1,244	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	1,257	1,242	1,244	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内の自転車関連交通事故数(実績値については、暦年で表記している。)							単位	件	
目標・実績	目標値	868	達成年度	29年度	24年度	1,042	25年度	1,043	26年度	1,009
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 昨年比、34件減少しているが、平成29年の目標を達成するためには、更なる取組が必要な状況である。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市においては、交通事故死傷者数は減少傾向にあるものの、依然として毎年3,000人前後の交通事故死傷者が発生している状況にあるため、引き続き、交通安全思想の普及啓発活動や交通安全教育を行い、交通事故の防止を図っていくことが必要である。こうしたことから、警察との緊密な連携が可能であり、交通安全事業を推進している交通安全協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な交通安全対策を実施していく。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自自治体の地域性や人口規模など各都市における交通状況が異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> 内容 補助金事業は、市が実施する事業であるため、市民との協働にはなじまない。		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				

⑧ 総合評価

総合評価	維持	地域における交通安全を確保するための交通安全広報・啓発活動などの交通安全対策については、関係団体等と連携して、継続して行っていく必要があり、今後とも市が支援していく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成27年4月に尼崎中央交通安全協会と尼崎西交通安全協会が合併し、尼崎南交通安全協会として発足した。これにより、市内の交通安全協会は3団体となった。今後、この3交通安全協会と合同でキャンペーンを行うなど、交通安全協会同士で協力できる体制づくりへの支援が必要であるとする。また、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図るため、関係団体等との連携をさらに強化し、今後も粘り強く、普及啓発活動を支援していく必要がある。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	街頭犯罪防止事業費	IE13	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	10 総務費
施策	13 生活安全		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	本市では、近年、街頭犯罪発生件数が高水準で推移していることから、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていくことが必要である。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりが安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを実現するため、警察等と連携し、防犯意識の普及啓発を行い、街頭犯罪の防止事業を積極的に展開することにより、街頭犯罪の防止を図る。
事業概要	兵庫県内のひったくり発生件数の約3分の1が尼崎市内で発生している現状を踏まえ、安全で安心な地域社会を実現するための事業を実施する。
実施内容	街頭犯罪防止のため、以下の事業を実施。 (1)地域防犯力向上事業 市民に協力を呼びかけ、夜間に屋外灯を点灯してもらい、周辺の照度を上げて犯罪の防止を図る。 協力世帯:2,070世帯 (2)ひったくり現場表示事業 ひったくりが発生した場所に一定期間現場表示を行うことで、当該地域の住民に対して注意喚起を行う。 表示箇所数:145箇所 (3)街頭犯罪防止講座事業 ひったくり被害を未然に防止するための啓発講座を実施。(13回 延べ450人参加) (4)ひったくり撲滅キャンペーン 市内主要駅等で、警察のほか、地域団体等にも協力を呼びかけ、市民の防犯意識を高める啓発キャンペーンを2回実施。(7月15日、3月24日) (5)地域安全対策事業 関係機関と連携した自主防犯パトロールの実施、市民まつりにおける防犯啓発グッズの配布等により、犯罪の抑止、市民への防犯意識の普及啓発に努めた。 (6)街頭犯罪防止に向けた学識経験者との連携事業 学識経験者から防犯専門分野の視点で意見・提言をいただくとともに、犯罪発生状況の分析を行い、パトロール巡回場所などの参考とした。

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,044	1,560	9,241	
報償費	18	18	126	学識経験者報償費
需用費	987	1,396	2,100	防犯啓発グッズ、啓発ステッカー等
委託料	32	49	5,591	バス車内吊りポスター設置等委託料
備品購入費	7	83	42	地図ソフト
その他	0	14	1,382	防犯カメラ設置補助金ほか
人件費 B	14,284	15,328	22,944	
職員人工数	1.30	1.60	2.45	
職員人件費	10,590	12,650	19,416	
嘱託等人件費	3,694	2,678	3,528	
合計 C(A+B)	15,328	16,888	32,185	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	15,328	16,888	32,185	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内で発生したひったくり件数及び自転車盗難数 (実績値については、暦年で表記している)						単位	件
目標・実績	目標値	0	達成年度	29年度	24年度	25年度	26年度	件
	2,437	258	29	2,845	175	2,993	150	
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った ひったくり件数は前年に続いて更に減少しており、各事業の効果が現れたと考える。自転車盗難数は約1割減少しているものの、街頭犯罪認知件数に占める自転車盗難件数の割合が高いことから、継続して自転車盗難数の減少に努めていく。							

④必要性・有効性の点検

必要性	本市におけるひったくり件数は減少してきているものの、街頭犯罪発生件数が高水準で推移していることを踏まえ、ひったくりをはじめとする街頭犯罪の防止や防犯意識の普及啓発を行うことで安全・安心な社会の実現を図っていくことが必要である。
有効性	

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行うもので、受益者負担という考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模、道路環境など、都市環境が著しく異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当該事業は、警察や防犯協会等と連携して行う公共性の高い事業であり、また、平成25年度より開始した事業であることから、民間団体への委託は馴染まないと考えられるが、受託可能な民間団体が現れ、業務実施の条件・環境が整えば、可能な範囲で委託化を検討する。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来的	内容	引き続き、様々な分野で市民、警察、事業者等と連携して施策を実施していく。

⑧総合評価

総合評価	拡充	市民が安全で安心して暮らせるまちにするには、ひったくりや自転車盗難といった街頭犯罪の減少を目指して、平成27年度に設置する可動式防犯カメラの活用や普及啓発等の事業を引き続き実施するほか、更なる地域防犯力の向上の取り組みを進めていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、ひったくりの撲滅に重点をおき、防犯カメラと自主防犯パトロール、地域の見守り活動を組合わせ、効果的・効率的な事業展開を今後も実施していく。また、自転車の盗難対策も継続し、更なる市民の安全で安心な生活を確保するための取り組みを進めていく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	暴力団排除条例関係事業費	1E15	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市暴力団排除条例・尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	10 総務費
施策	13 生活安全		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	安全で安心な市民生活の確保を目的とする『尼崎市暴力団排除条例』の施行に伴い、条例の趣旨等を広く市民等に周知する。
対象(誰を・何を)	市民並びに本市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等
求める成果(どのような状態にしたいか)	安全で平穏な市民生活及び本市における社会経済活動の健全な発展
事業概要	平成25年7月1日に施行した尼崎市暴力団排除条例の趣旨等を事業者のみならず、広く市民に周知・啓発する。 また、尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例をもとに、市民大会(暴力団追放、青少年健全育成、くらしの安全推進尼崎市民大会)を実施する。
実施内容	【暴力団排除条例の推進】 暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の暴力団排除条例の趣旨を広く市民等に対して周知を図る。 啓発チラシの配布により広く市民等に条例の周知に努めた。 【市民大会の開催】 明るく住み良い地域社会を形成するための市民大会(暴力団追放、青少年健全育成、くらしの安全推進尼崎市民大会)を開催し、大会宣言や基調講演などを行い、市民意識の高揚を図った。 日時:平成26年8月5日(火)午後2時から 場所:サンシビック尼崎 参加人数:405人

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	462	187	142	
報償費	14	0	34	会議出席者報償費
旅費	3	2	6	職員旅費
需用費	421	168	61	暴力団排除啓発チラシ印刷経費等
使用料及び賃借料	24	17	41	市民大会等会場使用料
人件費 B	5,289	4,114	3,077	
職員人工数	0.46	0.35	0.24	
職員人件費	3,747	2,767	1,902	
嘱託等人件費	1,542	1,347	1,175	
合計 C(A+B)	5,751	4,301	3,219	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	5,751	4,301	3,219	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民大会参加人数(成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)		単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			24年度	477
			25年度	398
			26年度	405
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成26年度からの開催場所の変更による収容人数の違いから、市民大会参加者数を大幅に増加させることは困難である。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成25年度に尼崎市暴力団排除条例を施行した。本市における全ての事務事業から暴力団を排除するため、同条例の趣旨等を職員はもとより、広く市民等に周知することが必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	暴力団排除条例の趣旨等に係る啓発事業等であることから、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県内全自治体において暴力団排除条例を制定している。
---------------	---------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当該事業は、市が主導となって行う事業であるが、今後、事業を進める過程において、啓発業務等を受託できるような民間団体が現れ、その業務を実施できる条件・環境が整えば、可能な範囲について事業の委託化を検討する。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	引き続き、市民、事業者、警察等と連携して施策を実施していく。

⑧総合評価

総合評価	維持	今後とも暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の尼崎市暴力団排除条例の趣旨を庁内はもとより、市民に対して継続的に周知することが必要である。今後引き続き市民、事業者、警察等と連携し、施策を推進していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	契約事務や公有財産事務において、その規則や要綱等の改正が行われた場合等に、暴力団排除要綱や手引書等の改定が必要である。
--------	---

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	犯罪被害者等支援事業費	IE16	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	10 総務費
施策	13 生活安全		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	犯罪被害者等基本法に基づいた施策を本市として体系的に推進するため、「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等への支援はもとより、犯罪被害者等の置かれている状況についても市民の理解が進められるよう周知に努め、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
対象(誰を・何を)	犯罪被害者等、市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	犯罪被害者等のための施策を総合かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現し、市民の犯罪被害者等に関する理解を進めさせる。
事業概要	犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るため、先進事例や犯罪被害者等への支援に関する研究を行い、条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、市民等への啓発や職員の研修を実施する。
実施内容	1 「尼崎市犯罪被害者等支援条例」の制定 平成27年3月「尼崎市犯罪被害者等支援条例」を制定した。(施行は平成27年7月1日)事業化される主な施策は以下のとおり。 ①見舞金支給事業(遺族見舞金、重症病見舞金) ②家事援助 ③保育支援 ④防犯指導 ⑤賃貸住宅の家賃補助 ⑥引越し費用の補助 2 庁内関連部署を掲載したリーフレットの作成 3 犯罪被害者等への支援にかかる理解を市民に深めてもらうために講演会を実施 日時:平成26年8月11日(月)午後2時から 場所:中央公民館視聴覚室 講師:(公社)ひょうご被害者支援センター 渉外広報部長 坂口義廣 氏 4 犯罪被害者週間の前に、被害者が置かれた状況、犯罪被害者の心情に配慮した支援のあり方について、理解を深めるための市職員向け研修を実施 日時:平成26年11月21日(金)午後1時30分から 場所:市政情報センター1階ホール 講師:少年犯罪被害当事者の会 一井彰子氏 5 近隣先進自治体への視察 神戸市、明石市、姫路市

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	0	80	1,976	
報償費		21	36	市民説明会、職員研修会講師謝礼
旅費		15	11	先進自治体視察等旅費
需用費		43	106	消耗品費
使用料及び賃借料		1	4	市民説明会会場使用料
その他		0	1,819	見舞金、住居補助等
人件費 B	0	7,274	4,755	
職員人工数		0.92	0.60	
職員人件費		7,274	4,755	
嘱託等人件費		0	0	
合計 C(A+B)	0	7,354	6,731	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	7,354	6,731	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合						単位	—		
目標・実績	目標値	90	達成年度	29年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 26年度は条例制定の取組、及び市民等への啓発や職員への研修を実施した。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犯罪被害者等基本法第5条において、犯罪被害者等への支援は「地方公共団体の責務」と規定されており、犯罪被害者等への支援は、市民の安全・安心を確保する上でも必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 犯罪に遭われた方への支援事業であることから、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	①兵庫県下における条例制定都市 神戸市、宝塚市、相生市、たつの市、赤穂市、丹波市、明石市、姫路市、篠山市、三木市、太子町、佐用町 尼崎市(平成27年4月1日現在) ②兵庫県下における要綱等制定都市 宍粟市、淡路市
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	家事援助については、平成27年度から委託
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 〇 将来 〇	内容 犯罪被害者等に対する支援は、市主体で取り組むものである。

⑧総合評価

総合評価	拡充 犯罪被害者等支援事業は、これまで既存事業の中で実施してきたが、県内他都市の施策実施状況も踏まえ、更なる支援を行っていくという考え方のもと、平成26年度中に『尼崎市犯罪被害者等支援条例』を制定したものであり、今後は、条例に基づき、被害者等を支援する事業を実施する。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	条例に基づいた施策により、犯罪被害者等に対する早期の支援を行っていく。また、犯罪被害者等へ寄り添った対応ができるよう、庁内関係機関の連携、職員の理解を促進する。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	防犯協会等補助金	1E17	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	防犯協会補助金交付要綱等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成16年度		款	10 総務費
施策	13 生活安全		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市では、街頭犯罪発生件数が高水準で推移していることから、引き続き、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていく必要がある。こうしたことから、地域において中心的に防犯活動を行っている防犯協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な防犯対策を実施していく。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	広く市民に防犯意識の普及啓発を行い、市民一人ひとりが犯罪の未然防止に努めることにより、犯罪のない安心して暮らせる尼崎を目指す。
事業概要	防犯に係る関係団体等との連携の下、市民の防犯意識の高揚及び地域連帯活動の活性化を図るため、安全で安心して暮らせる地域づくりに繋がる普及啓発事業を推進する防犯協会へ補助を行う。
実施内容	(1) 防犯協会補助金 市内にある防犯協会(尼崎中央・東・西・北防犯協会)に対して、防犯活動に係る支援を行うことにより、安全・安心な地域社会を形成する。主な活動内容としては、防犯街頭啓発キャンペーン、防犯研修会、広報紙の発行。 (2) 地域安全尼崎市民大会補助金 尼崎市防犯連絡協議会が主催する「地域安全尼崎市民大会」に対し補助金を交付することによって、市民の防犯意識の高揚を図り、明るく健全な地域社会を形成するための活動支援を行う。地域安全尼崎市民大会では、講演会や防犯功労者表彰などを実施。

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	810	810	810	
負担金補助及び交付金	810	810	810	防犯協会・地域安全尼崎市民大会補助金
人件費 B	489	474	476	
職員人工数	0.06	0.06	0.06	
職員人件費	489	474	476	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,299	1,284	1,286	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,299	1,284	1,286	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—(成果を検証するための指標の設定が困難なため)						単位	—			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		市民の防犯意識の高揚及び地域防犯活動の強化を図るため、防犯協会に対する支援を行った。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性	本市では、近年、街頭犯罪発生件数が高水準で推移していることから、引き続き、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていく必要がある。こうしたことから、地域において中心的に防犯活動を行っている防犯協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な防犯対策を実施していく。
有効性	

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など各都市における犯罪状況が異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	補助金事業は、市が実施する事業であるため、市民との協働にはなじまない。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	地域における安心・安全を確保するための防犯意識の普及啓発活動については、関係団体等と連携して、継続して行っていく必要があり、今後とも市が支援していく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	地域の安全・安心を確保した社会の実現を図るため、地域防犯力向上事業、街頭犯罪防止講座、ひたたくり撲滅運動などの事業について、関係団体等との連携をさらに強化するとともに、今後も粘り強く、普及啓発活動を支援していく必要がある。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	計量器検査関係事業費	731A	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	計量法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和27年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	20 計量検査費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	適正な計量器を使用することにより、商取引の安全を確保し、消費者の保護を図る。		
対象(誰を・何を)	計量器使用事業者、市民		
求める成果(どのような状態にしたいか)	計量法に基づく検査等を実施することにより、商取引の安全を確保し、消費者の保護を図る。		
事業概要	適正な計量の実施を確保するため、商店・工場等において、取引又は証明に使用されている計量器について調査、立入検査及び計量士による検査の監督等を実施する。また、計量思想の普及啓発を行っている。		
実施内容	1 立入検査	<平成26年度実績>	
	商品量目の立入検査	6店舗	345件
	特定計量器及び各種メーターの立入検査	8事業所	699器
	2 計量思想の普及啓発		
	計量強調月間街頭キャンペーン(パンフレット配布)		500冊
	適正計量管理事業所への啓発ポスター配布		97事業所
	くらしいきいきフェア(11月開催分)		
	(家庭用計量器の無料検査の実施等)		12件
	3 その他		
	適正計量管理事業所の年度末報告の受理		97事業所
	代検査事業所の年度末報告の受理	8事業所	60器

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	82	86	152	
旅費	43	44	44	全国特定市計量行政協議会全国会議
需用費	39	42	108	計量検査事務用品
人件費 B	7,422	6,980	5,555	
職員人工数	0.60	0.60	0.43	
職員人件費	4,888	4,744	3,408	
嘱託等人件費	2,534	2,236	2,147	
合計 C(A+B)	7,504	7,066	5,707	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		37	7	
一般財源	7,504	7,029	5,700	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	商品量目立入検査の合格割合						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	24年度	100	25年度	98.0	26年度	99.7
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 検査対象となる特定計量器の立入検査を適宜実施している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。(計量法に基づく検査等を行うことにより、商取引の安全を確保し消費者の保護を図るために必要な事務である。)
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 計量法第127条第3項に基づく検査を行った場合は、特定計量器を使用する事業所に対して、検査手数料の負担を求めている。なお、本市も含め近隣特定市の検査手数料は同一である。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国等からの通知に基づき計量法第148条の規定に基づく事業所への立入検査を、他都市と同様に本市も実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	指導等を伴う立入検査については、計量法第148条に基づく市自らが実施すべき事務であり、委託等はできない事務である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 計量法第148条に基づく市自らが行うべき事務である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	適正な計量の実施を確保するため、商店・工場などにおいて、取引・証明に使用している計量器について、調査・立入検査及び計量士による検査の監督等を実施することは、法定事務であり今後も必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	計量器検査については、今後も引き続き計量法第148条に基づき実施する。なお、適正計量の重要性及び必要性を計量器使用事業者・市民に対して積極的に周知していく。
--------	--

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国特定市計量行政協議会負担金	732K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	全国特定市計量行政協議会規約第11条		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和36年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	20 計量検査費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	適正な計量の実績を確保するため、計量行政に関し、特定市間相互において緊密に連携を図る。
対象 (誰を・何を)	職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	計量行政に関し、特定市間相互において緊密な連携を保つ。
事業概要	計量検査に係る情報提供等を行っている同協議会に対し負担金を支出する。
実施内容	計量行政に関し特定市相互間の緊密な連携を保ち、適正な計量行政の実施を確保する。 (事業) 1 特定市計量行政の緊密かつ円滑な連絡 2 計量行政に関する指導及び取締りの調査、知識の交換並びに広報活動 3 計量器検査の技術等の研修 (構成) 計量法施行令(平成5年政令第329号)第4条の規定により指定された特定市(全国126市) (会議) (平成25年度) (平成26年度) 全国会議 東京都 東京都 関西地区会議 枚方市 守口市

②事業費

(単位:千円)

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	18	18	18	協議会負担金
負担金補助及び交付金	18	18	18	
人件費 B	187	172	172	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	81	79	79	
嘱託等人件費	106	93	93	
合計 C (A+B)	205	190	190	
C の 財 源 内 訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	205	190	190	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 全国会議、地区会議に出席することにより、特定市計量行政の緊密かつ円滑な連絡体制及び適正な計量実施のための情報収集を行うことができ、消費者保護に努めることができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	計量事務は法定事務であるが、法解釈等で判断に幅があり一市では解決できない課題が生じることもあることから、これら課題を解消し特定市が同一の計量・検査事務を行うためには、地区会議等で定期的な情報交換を行うことが必要であり、有効な会議である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	特定市は、政令指定都市、中核市、特例市等が該当し(計量法施行令第4条)、県下では本市のほか、神戸市、西宮市、伊丹市、明石市、宝塚市、姫路市及び加古川市が該当している。負担金については、全国特定市計量行政協議会規約第11条に基づき均一である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																													
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																													
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">協働の領域</td> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">特定市による会議であり行政が行う必要があるため、市民との協働はなされない。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容			A	B	C	D	E	協働の領域	現状						特定市による会議であり行政が行う必要があるため、市民との協働はなされない。	将来像					
		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																							
		A	B	C	D	E																								
協働の領域	現状						特定市による会議であり行政が行う必要があるため、市民との協働はなされない。																							
	将来像																													

⑧総合評価

総合評価	維持	全国会議、地区会議に出席することにより、特定市計量行政の緊密かつ円滑な連絡、適正な計量実施のための情報収集及び意見交換を行うことができ、消費者保護に努めることにつながるから、今後も当該事業は継続して実施していく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも全国会議、地区会議に出席することにより特定市計量行政の緊密かつ円滑な連絡及び適正な計量実施のための情報収集を行い、消費者保護に努める。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	消費生活相談事業費	741A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法第19条		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和45年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

① 事業概要

事業実施趣旨	複雑多様化している商取引や消費者トラブルについて、専門の相談員が適切かつ迅速に対応することにより、消費者の権利と安全を守るとともに、商品の安全性の確保を図る。																
対象 (誰を・何を)	市民(消費者)																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	消費者の権利と安全を守るため、消費者問題に関する苦情、問合せを受け、適切かつ迅速に対応し、問題解決を図る。																
事業概要	消費者被害の未然防止及び救済を図るため、消費生活相談を実施する。																
実施内容	<p>消費者から訪問販売等に係る苦情の処理のあっせん等消費生活に関する相談を受ける。消費者被害の未然防止及び救済事業として複雑多様化する消費者問題に関する苦情相談、問合せを受け、適切かつ迅速に対応することで自主交渉を支援し、問題解決を図る。</p> <p>委託先 尼崎消費者協会 相談受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00 相談員 3人</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度相談件数</td> <td>3,494件</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>斡旋解決</td> <td>337件</td> </tr> <tr> <td>助言</td> <td>2,017件</td> </tr> <tr> <td>その他情報提供</td> <td>983件</td> </tr> <tr> <td>他機関紹介</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>143件</td> </tr> </table>			平成26年度相談件数	3,494件	(内訳)		斡旋解決	337件	助言	2,017件	その他情報提供	983件	他機関紹介	14件	その他	143件
平成26年度相談件数	3,494件																
(内訳)																	
斡旋解決	337件																
助言	2,017件																
その他情報提供	983件																
他機関紹介	14件																
その他	143件																

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	9,119	9,380	9,380	
委託料	9,119	9,380	9,380	相談業務委託
人件費 B	2,531	2,399	1,459	
職員人工数	0.24	0.22	0.12	
職員人件費	1,955	1,739	951	
嘱託等人件費	576	660	508	
合計 C(A+B)	11,650	11,779	10,839	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	11,650	11,779	10,839	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	消費生活相談件数(相談ごとに内容が違うので、成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)						単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	24年度	3,181	25年度	3,392	26年度	3,494
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		複雑多様化する消費者問題に関する苦情、問合せに対し、適切かつ迅速に対応し一定の成果を上げた。							

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者基本法第19条に基づき、地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努める必要があり、複雑多様化する消費者問題に対し、適切かつ迅速に対応し一定の成果を上げており有効である。	
---------	---	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	消費者の権利と安全を守ることは行政の責務であり、受益者負担という観点は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	相談窓口の体制については、週5日3人体制で行っており類似都市の西宮市、姫路市と比べても概ね同水準である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		現在、尼崎消費者協会に委託している。
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	A B C D E	内容
	現状	○	相談内容によっては、消費者問題から生活全般の問題まで広がる事例がある。他の機関等とのネットワークを作り連携を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	消費者基本法第19条に基づき、地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談員のレベルアップを図ると共に、賢い消費者の育成に努める。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	消費生活トラブルの多様化、高度化、悪質商法の巧妙化など、新たな消費生活問題に係る相談が多いことから、引続き相談員等のレベルアップ等窓口業務の機能充実を図る必要がある。さらに、消費者のプライバシーに配慮しながら、民間も含めた他の機関との連携を強化していく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	消費生活啓発事業費	741E	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法第17条第2項		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和45年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	消費生活の基礎知識や消費者契約のトラブルについての啓発活動を行うことにより、消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し、適切に行動できるよう支援する。														
対象(誰を・何を)	市民(消費者)														
求める成果(どのような状態にしたいか)	消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し適切に行動できるようにする。														
事業概要	消費者が健全な消費生活を営めるよう、消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。														
実施内容	<p>消費者が、健全な消費生活を営むことができるよう、商品及びサービスなど消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。(啓発業務を尼崎消費者協会に委託)</p> <p><平成26年度実績></p> <table border="0"> <tr> <td>(1)消費生活講座</td> <td>7回実施</td> <td>272人受講</td> </tr> <tr> <td>(2)くらしの通信講座</td> <td></td> <td>52人修了</td> </tr> <tr> <td>(3)くらしいきいき巡回講座</td> <td>24回実施</td> <td>1,083人受講</td> </tr> <tr> <td>(4)くらしいきいきフェア(5月開催)</td> <td>参加延べ人員</td> <td>801人</td> </tr> </table>			(1)消費生活講座	7回実施	272人受講	(2)くらしの通信講座		52人修了	(3)くらしいきいき巡回講座	24回実施	1,083人受講	(4)くらしいきいきフェア(5月開催)	参加延べ人員	801人
(1)消費生活講座	7回実施	272人受講													
(2)くらしの通信講座		52人修了													
(3)くらしいきいき巡回講座	24回実施	1,083人受講													
(4)くらしいきいきフェア(5月開催)	参加延べ人員	801人													

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,909	4,021	4,021	
委託料	3,909	4,021	4,021	啓発業務委託
人件費 B	2,531	2,399	1,459	
職員人工数	0.24	0.22	0.12	
職員人件費	1,955	1,739	951	
嘱託等人件費	576	660	508	
合計 C(A+B)	6,440	6,420	5,480	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	6,440	6,420	5,480	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	消費生活講座参加者理解度(消費生活講座の参加者のアンケート回答者のうち、「理解できた」と回答した人の割合)						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	24年度	94.0	25年度	94.0	26年度	95.6
26年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 講座等を通じて消費生活の基礎知識や法律等の情報の提供に努めることにより、消費者自ら法律、規制等の変化並びに商取引方法や商品の多様化、複雑化に対応でき消費者の自立の支援に役立っているものとする。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体は消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活に関する教育を充実する等施策を講ずるよう努めなければならない。今後も当該啓発業務は本市にとって必要な業務である。また、消費生活相談員が啓発業務も行っていることから、本市の消費生活相談傾向に沿った形での各種講座を実施することができ、効率的に啓発ができていているものとする。	
---------	--	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	地方公共団体は、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるよう努力義務があり、受益者負担という観点からは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	啓発事業については、市によって手法、実施内容も様々であり、他都市と比較することは難しい。なお、本市では消費生活相談員が啓発業務も兼ねていることから、本市の実情にあった情報を講座に取り入れながら効果的な啓発業務を行っている。	
---------------	---	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="0"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	消費生活啓発事業は、消費者問題に限らず生活全般にわたる支援が必要であり、他の機関等とのネットワーク広げての啓発活動が必要である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	消費者の自立を支援するため、今後も年代や特性に応じた各種の講座を開催し、種々の情報提供を行っていく。また、消費生活相談員が啓発業務を兼ねることにより、本市の相談傾向に沿った形での講座を効果的に実施していく必要があり、一定の効果が上がっていることから今後も継続していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市に限らず全国的にも高齢化が進む中、高齢者を狙い代金引換便を利用する健康食品の送り付け商法が多発するなど高齢者を狙った悪徳商法の手法などが益々巧妙となり、相談を受けても被害の回復が困難な場合もあることから、消費生活相談による早期解決と啓発による未然防止の両輪で取り組んでいるところである。しかしながら、若年層を含めたインターネットトラブル、また、高齢者の消費生活トラブルが多発していることから、消費者教育にも積極的に取り組んでいく。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	多重債務者対策関係事業費	7438	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

① 事業概要

事業実施趣旨	多重債務に悩む市民の問題解決と自立した生活の確保を図るため、相談窓口の整備、市民啓発の実施、相談員の資質の向上を図る。
対象 (誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	多重債務に悩む市民の問題解決と自立した生活の確保
事業概要	多重債務等相談を実施するとともに、啓発事業の実施等を行う。
実施内容	<p>多重債務者対策の取組みとして、相談体制の充実を図るとともに、啓発事業の実施等を行う。</p> <p>(1) 相談窓口体制の整備 多重債務相談担当として消費生活相談員体制の充実 消費生活相談のうち、多重債務相談について債務等の聞き取りなど、丁寧な対応を行う。 さらに、必要に応じて弁護士や司法書士による多重債務等特別相談との連携を図る。 多重債務等特別相談 毎週火曜日午後1時～4時 ただし、第4火曜日は午後6時～9時</p> <p>(2) 啓発チラシの作成配布 <平成26年度実績> 多重債務等特別相談 175件</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	2,812	2,817	2,408	
報償費	1,575	1,512	1,028	弁護士等報酬
需用費	25	86	146	用紙代
委託料	1,212	1,219	1,234	相談業務委託料
人件費 B	1,266	1,200	729	
職員人工数	0.12	0.11	0.06	
職員人件費	978	870	476	
嘱託等人件費	288	330	253	
合計 C(A+B)	4,078	4,017	3,137	
C の 財 源 内 訳				
国庫支出金				
県支出金	1,575	1,512		消費者行政活性化事業補助金
市債				
その他				
一般財源	2,503	2,505	3,137	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	多重債務等特別相談件数(多重債務者の掘起こしができたかどうか、成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	199	25年度	171	26年度	175
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
多重債務相談者のうち必要に応じて、相談員や弁護士、司法書士による多重債務等特別相談を行うことで、問題解決の一助を成している。											

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により、多重債務解消のための支援等を行う事業であり必要かつ有効である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により、多重債務解消のための支援等を行う事業であり、受益者負担という観点からは馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性など各都市における多重債務状況が異なるが、本市も含め全体的に減少傾向にある。 なお、本市は平日の夜間等にも司法書士など法律の専門家による特別相談を行うなど多重債務相談に重点をおき、積極的な取組を行っているところである。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	多重債務相談については委託しており、これ以上は委託の余地がない。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	きわめてプライバシーの高い事柄であるとともに、法律の問題や心の問題等専門性が高く協働の領域には馴染まない。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧ 総合評価

総合評価	維持 多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により多重債務解消のための支援等を行う事業であり、本市においては重要な施策であることから今後も必要である。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	法律相談については、多重債務の相談は減少傾向になっているが、多重債務以外の相談が増加しており、内容に応じた取組を進めていく必要がある。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	消費者行政活性化事業費	7439	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地方消費者行政活性化交付金交付要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	国が「安心実現のための緊急経済対策」の一環として、消費者行政活性化のために地方消費者行政交付金の制度を創設し、県に設置された消費者行政活性化事業基金を活用して消費者被害の未然防止や被害拡大の防止の観点から、センターの整備及び相談窓口の強化を図り、もって消費者の権利の尊重と安全の確保を図る。
対象（誰を・何を）	市民（消費者）
求める成果（どのような状態にしたいか）	消費者行政の活性化
事業概要	消費者行政活性化事業基金を活用することで、消費者行政の活性化を図る。
実施内容	<p>県に設置された消費者行政活性化事業基金を活用することにより以下の事業を実施した。</p> <p>(1) 消費生活相談員等レベルアップ事業 国民生活センター実施の消費生活相談員研修に相談員が参加し、相談業務の向上に努める。</p> <p>(2) 地域社会における消費者問題解決力に関する事業 ・小中高生対象インターネット被害防止講座の実施(803人参加) ・消費者フェスティバルの開催(11月)(延べ826人参加) ・くらしの達人セミナーの実施(延べ148人参加) ・親子消費生活講座の実施(延べ99人参加) ・教職員向け消費生活セミナーの実施(13人参加)</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	9,194	5,291	0	
報償費	103	131		インターネット被害防止講座等謝礼
旅費	113	0		
需用費	2,320	687		中学生向け消費生活啓発パンフレットの購入
委託料	6,343	4,473		各種講座等の委託料
備品購入費	315	0		※27年度予算は6月補正のため計上していない。
人件費 B	2,403	2,623	1,370	
職員人工数	0.17	0.17	0.06	
職員人件費	1,385	1,344	476	
嘱託等人件費	1,018	1,279	894	
合計 C(A+B)	11,597	7,914	1,370	
C 国庫支出金				
県支出金	9,194	5,291		
市債				
その他				
一般財源	2,403	2,623	1,370	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	小中高生対象インターネット被害防止講座及び消費者フェスティバル参加者数(消費者行政の活性化の成果を検証するための実態の把握が困難なため、消費者フェスティバル等の参加者数を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	24年度	2,235	25年度	1,153	26年度	1,629
26年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	県の地方消費者行政活性化事業基金を活用して、世代や特性に応じた事業の展開が一定図ることができているものとする。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費生活相談窓口の機能強化等を図り、消費者行政の活性化を図るための消費者行政活性化事業基金を活用した事業であり必要かつ有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	消費者行政を活性化するために県に設置された基金を原資とする事業の趣旨から、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市(西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較した時、本市は消費者行政活性化基金をより積極的に活用し消費者行政の活性化が図られている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	これまでも消費生活相談窓口PRハンプレットの全戸配布等、可能な部分については委託している。																								
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	本事業は、市が企画して行う専門性の高い業務であり、協働の領域には馴染まない。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	平成21年度の事業実施以来、消費者行政活性化事業基金を活用して様々な事業を実施しており、消費者行政の活性化に成果を上げているものと考えていることから、引き続き当該事業を実施する。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	消費者行政活性化基金を活用した事業は、消費者行政の強化に必要な事業であり、消費者教育にも積極的に取り組みながら継続して実施していくこととする。
--------	---

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	地方卸売市場事業費会計繰出金	701A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和32年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	05 商工総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、総務省通知「地方公営企業繰出基準」に基づき、一般会計より1. 市場における業者の指導監督等に要する費用 2. 市場の建設改良に要する費用 について、特別会計である地方卸売市場事業費会計へ繰り出している。
対象 (誰を・何を)	特別会計 地方卸売市場事業費
求める成果 (どのような状態にしたいか)	地方卸売市場事業を円滑に実施する。
事業概要	地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、総務省通知「地方公営企業繰出基準」に基づき、1. 市場における業者の指導監督等に要する費用 2. 市場の建設改良に要する費用を繰り出している。
実施内容	地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、総務省通知「地方公営企業繰出基準」に基づき、一般会計より特別会計である地方卸売市場事業費会計へ次のとおり繰り出している。 1. 市場における業者の指導監督等に要する費用 <基準> 現場取引、卸売人の業務又は経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の一部 <平成26年度実績> 30,404,751円 2. 市場の建設改良に要する費用 <基準> 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還額の2分の1 <平成26年度実績> 4,272,783円

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	35,586	34,678	35,359	
繰出金	35,586	34,678	35,359	
人件費 B	81	79	79	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	81	79	79	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	35,667	34,757	35,438	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	35,667	34,757	35,438	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	定期検査等委託事業費	731K	事業分類	法定事業
根拠法令	計量法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和62年度		款	35 商工費
施策	13 生活安全		項	05 商工費
			目	20 計量検査費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	適正計量の確保を図るため、計量法に規定する特定市の事務として実施している。
対象 (誰を・何を)	計量器使用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適正な計量器を使用することにより、商取引の安全を確保する。また、計量器の適正使用及び適正かつ正確な計量の実施を確保することにより、消費者の保護を図る。
事業概要	取引又は証明に記載されている計量器の適正使用に関する啓発業務及び定期検査を委託する。
実施内容	委託先 一般社団法人兵庫県計量協会(指定定期検査機関) 計量法に基づく定期検査は、全市を東部(小田・立花・園田)と西部(中央・大庄・武庫)に分けて隔年に巡回し、検査を実施している。 <平成26年度実績(西部)> 巡回戸数 502戸 検査戸数 430戸 検査器数 1,253器 合格器数 1,248器 不合格器数 5器

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,916	5,368	4,852	
委託料	4,916	5,368	4,852	定期検査等委託事業
人件費 B	992	926	928	
職員人工数	0.07	0.07	0.07	
職員人件費	570	553	555	
嘱託等人件費	422	373	373	
合計 C (A+B)	5,908	6,294	5,780	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5,908	6,294	5,780	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	施設維持管理事業費	7431	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和45年度			
施策	13 生活安全			
事業区分	義務等		会計	01 一般会計
			款	35 商工費
			項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	総務局	課	生活安全課
所属長名	北川 貴宏		

①事業概要

事業実施趣旨	消費生活センターの施設維持管理
対象 (誰を・何を)	消費生活センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	消費生活センターの維持管理を適切に実施することで、市民サービスの向上を図る。
事業概要	消費生活センターの施設維持管理経費
実施内容	<p>女性・勤労婦人センターは指定管理者制度を導入しているが、同センターと消費生活センターは、複合施設であるため、施設維持管理委託及び光熱水費については、面積按分支払額の1/3を指定管理者に委託料として支出している。</p> <p>(1)委託先 特定非営利活動法人 男女共同参画ネット尼崎</p> <p>(2)委託内容 清掃業務、警備業務、自家用電気工作物保守管理業務、消防用設備等保守点検業務、冷暖房設備等保守点検業務、塵芥搬送業務、エレベーター保守点検業務、自動扉保守点検業務、防火対象物定期点検業務、受水槽清掃点検業務、簡易専用水道定期検査業務、館内害虫駆除業務</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	5,777	5,961	5,782	
委託料	5,777	5,961	5,782	施設維持管理委託
人件費 B	489	474	172	
職員人工数	0.05	0.06	0.01	
職員人件費	489	474	79	
嘱託等人件費	0	0	93	
合計 C (A+B)	6,266	6,435	5,954	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	34	35	37	消費生活センター電気料等実費弁償金
一般財源	6,232	6,400	5,917	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市場運営委員会等関係事業費	101A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	—			
個別計画	—			
事業開始年度	平成19年度			
施策	13 生活安全			
事業区分	義務等		会計	15 地方卸売市場事業費
			款	05 地方市場費
			項	05 市場管理費
			目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	学識経験者等で構成する委員会において市場に関する重要な事項を調査審議することにより、卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場の健全な運営や活性化を進めるため、平成19年度の地方市場化の際に設置したものである。
対象 (誰を・何を)	① 尼崎市公設地方卸売市場 ② 市内の生鮮食料品流通等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	① 市場の運営等に関する重要な事項の調査審議により、市場の健全な運営、活性化を図る。 ② ①により、市内の安全・安心な生鮮食料品の安定供給に貢献するとともに、食に関する情報発信等により、安心できる消費生活の実現に資する。
事業概要	学識経験者、卸売業者等で構成する附属機関(「尼崎市公設地方卸売市場運営委員会」)を設置し、市場における業務及び売買取引の運営、施設の管理その他市場の運営に関する重要な事項を調査審議させる。また、今後の市場のあり方といった将来的な課題についても検討を行う。
実施内容	<p>1 尼崎市公設地方卸売市場運営委員会の実施 <平成26年度実績：実施回数 1回> 【第1回協議等内容】</p> <p>① 尼崎市公設地方卸売市場の取扱高等の現状・推移について(報告)</p> <p>② 青果部卸売業者新規入場に向けての折衝状況について(報告)</p> <p>③ 尼崎市公設地方卸売市場運営委員会の今後の進め方等について(協議)</p> <p>2 「尼崎市公設地方卸売市場の今後のあり方基本方針」等の策定に向けた取組 平成25年2月に同運営委員会から提出された「尼崎市公設地方卸売市場の今後のあり方(提言)」を踏まえ、市場開設者である市が「尼崎市公設地方卸売市場の今後のあり方基本方針」の策定に向けた取組を進めるため、市場運営協議会の提言検討会議において場内事業者が具体的な数値目標やアクションについての検討を行う中、平成25年12月末に青果部卸売業者の尼崎中央青果(株)が突如、業務停止し、その後、廃業するに至った。そのため、市場機能の回復が最優先課題となり、青果部卸売業者の新規入場により市場機能を正常化し、安定的かつ継続的な市場運営が可能となった後に、改めて「今後のあり方基本方針」の策定に向けた取組を進めていくこととした。 平成26年度中には青果部卸売業者の新規入場実現に至らなかったが、これまで入場の要請・交渉を行ってきた神興神戸青果株式会社から今後の入場の意向が示されたところであり、早期入場に向けた必要な調整等を行っているところである。</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,004	1	19	
旅費	0	0	2	視察旅費等
需用費	4	1	17	食糧費
委託料	3,000	0	0	市場のあり方基本方針策定支援業務委託
人件費 B	4,363	4,053	4,883	
職員人工数	0.50	0.50	0.50	
職員人件費	4,073	3,953	3,963	
嘱託等人件費	290	100	920	委員等報酬額
合計 C (A+B)	7,367	4,054	4,902	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	3,004	2	19	市場使用料
一般財源	4,363	4,052	4,883	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市場活性化対策事業費	101K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	昭和63年度		款	05 地方市場費
施策	13 生活安全		項	05 市場管理費
			目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

① 事業概要

事業実施趣旨	全国的に卸売市場における取扱数量が減少している傾向にあるなか、当市場においては特に取扱数量の減少傾向が大きいことから、取扱数量の回復に向けた取組を行う。
対象(誰を・何を)	市場関係者・市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	市場の販路拡大や市場機能のPRを通じて、販売促進を積極的に展開し、市民の生鮮食料品等の安定供給に努める。
事業概要	市場の活性化を図るため、市場だよりの発行、ホームページの更新等による市場PR及び流通状況実態調査等の事業を行う。
実施内容	<p>1 市場独自のホームページの活用 市場の役割を消費者に対して発信することを目的に、市場独自でホームページを運営している。 〈平成26年度実績〉 ホームページ閲覧数 34,507件</p> <p>2 市場フェスティバルの実施 小売業者や買出人に対して感謝するとともに、広く市民に対し、安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を図る市場の役割・意義をPRすることを目的として実施している。 〈平成26年度実績〉 来場者数 約30,000人</p> <p>3 市場見学会の実施 食品流通や生鮮食料品に対する知識を普及するために、市内小学3年生を中心に市場見学会を実施している。 〈平成26年度実績〉 見学会団体数 24団体、2,229人</p> <p>4 市場開放フェアの実施 市場の機能と役割を市民にPRする目的で、毎月第一土曜日午前中に市場を開放している。 〈平成26年度実績〉 実施回数 12回、来場者数 6,930人</p> <p>5 流通状況実態調査業務の実施 市場からの商品搬出の実態を品目別の買出人の地域別、業態別等に分類して把握する。 〈平成26年度委託金額〉 643,680円</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	5,911	6,372	3,144	
旅費	82	3	314	出荷要請旅費
需用費	78	76	78	消耗品、印刷製本等
役員費	412	385	396	郵送料
委託料	5,309	5,874	2,320	フェスティバル実施業務等の派、ホームページ保守業務のみ
その他	30	34	36	報償費、負担金
人件費 B	8,760	10,047	10,059	
職員人工数	1.17	1.17	1.17	
職員人件費	7,970	9,250	9,272	
嘱託等人件費	790	797	787	
合計 C(A+B)	14,671	16,419	13,203	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	5,911	6,375	3,144	市場使用料
一般財源	8,760	10,044	10,059	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	卸売業務関係事業費	101M	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	平成25年度		款	05 地方市場費
施策	13 生活安全		項	05 市場管理費
			目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

① 事業概要

事業実施趣旨	青果部卸売業者の廃業に伴い、本市が業務条例第49条第2項に基づく卸売の業務の代行を実施する。
対象(誰を・何を)	市場施設
求める成果(どのような状態にしたいか)	生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市場の適正かつ健全な運営を確保する。
事業概要	尼崎青果卸売協同組合への委託により実施する。
実施内容	<p>出荷者より販売の委託を受けた青果物をせりなどの方法により、販売した。</p> <p><販売総額> ・野菜…市内産近郷野菜 134,600,811円 (H25年度(H26.1月～3月):41,617,436円) その他 94,950,062円 (" " :30,903,090円) ・果実 21,897,777円 (" " :18,980,107円) 合計 251,448,650円 (H25年度 合計 :91,500,633円)</p> <p>また、委託先の尼崎青果卸売協同組合への集荷販売支援として、5,000万円を貸付け、神果神戸青果株から、転送による集荷を行っている。</p> <p><取扱実績> 2,922,102,344円 (平成25年度(H26.2月～3月):296,368,115円)</p>

② 事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	64,670	81,492	77,138	
委託料	14,670	81,492	77,138	委託期間の増(25年度1～3月、26年度4～3月)
貸付金	50,000	0	0	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	64,670	81,492	77,138	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	64,670	35,986	17,468	
一般財源	0	45,506	59,670	

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	施設整備事業費	1021	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	昭和28年度		款	05 地方市場費
施策	13 生活安全		項	05 市場管理費
			目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	市場施設の多くが昭和42年完成の施設であり、それ以後増改築を繰り返してきたが、全体的に老朽化が進んでおり、小規模の維持補修では対応困難な建物・設備等について、必要な改善整備工事を実施することで、市場の機能の維持を図り、適正かつ健全な市場運営の確保を行う。
対象 (誰を・何を)	市場施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市場の適正かつ健全な運営を確保する。
事業概要	老朽化した市場施設の改修等を実施し、市場機能の維持及び充実を図る。
実施内容	施設を維持するにあたり、必要な機能の保持を目的とした補修の実施 <平成26年度実績> 1. 冷蔵庫棟二酸化炭素消火設備容器等取替工事 なお、冷蔵庫棟高圧受電設備改修工事については平成27年度へ繰越(繰越明許)

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	17,451	4,109	13,187	
需用費	11	26	33	
委託料	5,575	0	0	
工事請負費	11,865	4,083	13,154	
人件費 B	2,688	2,609	2,615	
職員人工数	0.33	0.33	0.33	
職員人件費	2,688	2,609	2,615	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	20,139	6,718	15,802	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	17,451	5,592	13,187	市場使用料等
財源内訳	2,688	1,126	2,615	
一般財源				

平成27年度 事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	102K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	昭和28年度		款	05 地方市場費
施策	13 生活安全		項	05 市場管理費
			目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	市場施設の多くは、昭和42年に完成した施設であり、老朽化が著しく進んでいるが、必要な施設の維持管理等を実施し、市場の機能の維持を図り、適正かつ健全な市場運営の確保を行う。
対象 (誰を・何を)	市場施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市場施設の維持管理を行うことで、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市場の適正かつ健全な運営を行う。
事業概要	効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減を図る。
実施内容	1 実施概要 ・直営管理 2 施設概要 ・現在地における業務開始日 昭和42年10月2日 ・敷地面積 63,202㎡ ・建築延面積 47,305㎡ ・主な施設 卸売場、低温卸売場、仲卸売場、指定事業所、関連事業所等 3 主な事業内容 ・維持管理にかかる各種委託業務の実施 保安警備業務、塵芥搬送業務、清掃業務、管理運営業務ほか ・維持補修にかかる小修繕の実施

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	198,108	211,547	218,887	
需用費	130,207	128,481	124,490	光熱水費・施設修繕料等
役員費	784	719	841	電話料金等
委託料	62,774	78,013	86,765	保安警備等の業務委託
使用料及び賃借料	4,343	4,334	4,791	クリーンセンター塵芥処理費用等
工事請負費	0	0	2,000	
人件費 B	11,730	11,385	11,412	
職員人工数	1.44	1.44	1.44	
職員人件費	11,730	11,385	11,412	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	209,838	222,932	230,299	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	198,108	196,035	218,887	市場使用料等
財源内訳	11,730	26,897	11,412	
一般財源				

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	全国公設地方卸売市場協議会等負担金	1031	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	—		款	05 地方市場費
施策	13 生活安全		項	05 市場管理費
			目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	全国公設地方卸売市場協議会及び地区ごとに組織されたブロック会である近畿・中国・四国・九州ブロック会に加入、各総会及び役員会に出席することで、有益な各種情報提供を受けるとともに、開設者相互の情報交換を図り、市場の管理業務の適正化と運営の円滑化を図る。
対象(誰を・何を)	職員
求める成果(どのような状態にしたいか)	相互の連携を密にすることで、必要な情報をタイムリーに入手でき、市場の管理業務の適正化と運営の円滑化が図れる。
事業概要	地方卸売市場の活性化に資するため、全国公設地方卸売市場協議会の運営に参画する。また、同協議会の地区ごとに組織されたブロック会に加入する。(全国を3ブロックに組織)
実施内容	<p>全国公設地方卸売市場協議会及び同ブロック会近畿・中国・四国・九州ブロック会は、公設地方卸売市場の相互の連携を密にし、市場の管理業務の適正化と運営の円滑化を図り、市場の健全な発展に寄与することを目的として、次の活動を行っている(年会費40,000円、総会等出席者負担金10,000円)。</p> <p>1 全国公設地方卸売市場協議会(平成26年4月1日現在:67団体75市場。会長市:千葉県柏市)</p> <p><活動内容></p> <p>(1) 卸売市場における取引の合理化、市場施設の近代化等に関する調査・研究</p> <p>(2) 卸売市場及び卸売業者等関係業者の経営等に関する調査・研究</p> <p>(3) 生鮮食料品流通の近代化を図るための方策に関する検討並びに建議、陳情及び請願</p> <p>(4) 卸売市場の職員及び卸売業者等関係業者の従業員に対する研修会及び講習会の開催</p> <p>(5) 生鮮食料品の流通に関する情報の提供ほか</p> <p>2 近畿・中国・四国・九州ブロック会(平成26年4月1日現在:23団体28市場)</p> <p><活動内容></p> <p>(1) ブロック会内各市場間の連帯協調</p> <p>(2) ブロック会内各市場の管理業務及び運営に関する調査研究ほか</p>

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	55	50	45	
負担金補助及び交付金	55	50	45	
人件費 B	163	158	159	
職員人工数	0.02	0.02	0.02	
職員人件費	163	158	159	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	218	208	204	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	55	50	45	市場使用料
一般財源	163	158	159	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市債償還金	181A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	—		款	55 公債費
施策	13 生活安全		項	05 公債費
			目	05 元金

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	市場施設整備の財源として発行した地方債(借金)については、後年度において元金を償還(返済)する必要がある。																																																																																																									
対象(誰を・何を)	市債償還元金																																																																																																									
求める成果(どのような状態にしたいか)	市債の発行の際に定められた条件(償還年次表等)により、毎年度必要とする元金を償還する。																																																																																																									
事業概要	市場施設整備事業債等の償還元金																																																																																																									
実施内容	<p>平成26年度 市場施設整備事業債等償還額 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">借入年度</th> <th rowspan="2">借入先</th> <th rowspan="2">借入年月日</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th rowspan="2">借入額</th> <th>平成25年度末</th> <th colspan="3">平成26年度中償還額</th> <th>平成26年度末</th> </tr> <tr> <th>未償還金額</th> <th>元金</th> <th>利子</th> <th>計</th> <th>未償還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S.62</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>S.63.5.26</td> <td>4.80%</td> <td>65,600,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>S.63</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H1.5.26</td> <td>4.85%</td> <td>85,800,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H.5</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H6.5.27</td> <td>4.30%</td> <td>33,100,000</td> <td>11,069,778</td> <td>2,029,689</td> <td>454,415</td> <td>2,484,104</td> <td>9,040,089</td> </tr> <tr> <td>H.6</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H7.5.26</td> <td>3.85%</td> <td>31,700,000</td> <td>12,150,166</td> <td>1,836,990</td> <td>450,268</td> <td>2,287,258</td> <td>10,313,176</td> </tr> <tr> <td>H.6</td> <td>災害復旧事業</td> <td>H.8.3.14</td> <td>3.15%</td> <td>18,800,000</td> <td>3,043,870</td> <td>1,498,153</td> <td>84,177</td> <td>1,582,330</td> <td>1,545,717</td> </tr> <tr> <td>H.8</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H.9.5.26</td> <td>2.60%</td> <td>60,300,000</td> <td>27,902,538</td> <td>3,180,733</td> <td>704,925</td> <td>3,885,658</td> <td>24,721,805</td> </tr> <tr> <td>H.13</td> <td>財務省資金運用部</td> <td>H.14.5.27</td> <td>1.60%</td> <td>115,300,000</td> <td>47,193,122</td> <td>9,140,213</td> <td>718,675</td> <td>9,858,888</td> <td>38,052,909</td> </tr> <tr> <td>H.13</td> <td>公営企業金融公庫</td> <td>H.14.5.30</td> <td>1.60%</td> <td>105,000,000</td> <td>59,496,497</td> <td>6,979,065</td> <td>1,039,671</td> <td>8,018,736</td> <td>52,517,432</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>160,855,971</td> <td>24,664,843</td> <td>3,452,131</td> <td>28,116,974</td> <td>136,191,128</td> </tr> </tbody> </table>	借入年度	借入先	借入年月日	借入利率	借入額	平成25年度末	平成26年度中償還額			平成26年度末	未償還金額	元金	利子	計	未償還金額	S.62	大蔵省資金運用部	S.63.5.26	4.80%	65,600,000	0	0	0	0	0	S.63	大蔵省資金運用部	H1.5.26	4.85%	85,800,000	0	0	0	0	0	H.5	大蔵省資金運用部	H6.5.27	4.30%	33,100,000	11,069,778	2,029,689	454,415	2,484,104	9,040,089	H.6	大蔵省資金運用部	H7.5.26	3.85%	31,700,000	12,150,166	1,836,990	450,268	2,287,258	10,313,176	H.6	災害復旧事業	H.8.3.14	3.15%	18,800,000	3,043,870	1,498,153	84,177	1,582,330	1,545,717	H.8	大蔵省資金運用部	H.9.5.26	2.60%	60,300,000	27,902,538	3,180,733	704,925	3,885,658	24,721,805	H.13	財務省資金運用部	H.14.5.27	1.60%	115,300,000	47,193,122	9,140,213	718,675	9,858,888	38,052,909	H.13	公営企業金融公庫	H.14.5.30	1.60%	105,000,000	59,496,497	6,979,065	1,039,671	8,018,736	52,517,432		合 計				160,855,971	24,664,843	3,452,131	28,116,974	136,191,128
借入年度	借入先						借入年月日	借入利率	借入額	平成25年度末	平成26年度中償還額			平成26年度末																																																																																												
		未償還金額	元金	利子	計	未償還金額																																																																																																				
S.62	大蔵省資金運用部	S.63.5.26	4.80%	65,600,000	0	0	0	0	0																																																																																																	
S.63	大蔵省資金運用部	H1.5.26	4.85%	85,800,000	0	0	0	0	0																																																																																																	
H.5	大蔵省資金運用部	H6.5.27	4.30%	33,100,000	11,069,778	2,029,689	454,415	2,484,104	9,040,089																																																																																																	
H.6	大蔵省資金運用部	H7.5.26	3.85%	31,700,000	12,150,166	1,836,990	450,268	2,287,258	10,313,176																																																																																																	
H.6	災害復旧事業	H.8.3.14	3.15%	18,800,000	3,043,870	1,498,153	84,177	1,582,330	1,545,717																																																																																																	
H.8	大蔵省資金運用部	H.9.5.26	2.60%	60,300,000	27,902,538	3,180,733	704,925	3,885,658	24,721,805																																																																																																	
H.13	財務省資金運用部	H.14.5.27	1.60%	115,300,000	47,193,122	9,140,213	718,675	9,858,888	38,052,909																																																																																																	
H.13	公営企業金融公庫	H.14.5.30	1.60%	105,000,000	59,496,497	6,979,065	1,039,671	8,018,736	52,517,432																																																																																																	
	合 計				160,855,971	24,664,843	3,452,131	28,116,974	136,191,128																																																																																																	

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	30,628	24,665	25,229	
償還金利子及び割引料	30,628	24,665	25,229	
人件費 B	81	79	79	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	81	79	79	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	30,709	24,744	25,308	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	23,239	20,392	20,811	市場使用料
一般財源	7,470	4,352	4,497	

平成27年度 事務事業シート (平成26年度決算)

事務事業名	市債利子	191A	事業分類	内部管理事業
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	15 地方卸売市場事業費
事業開始年度	—		款	55 公債費
施策	13 生活安全		項	05 公債費
			目	10 利子

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	西田 啓行		

①事業概要

事業実施趣旨	市場施設整備の財源として発行した地方債(借金)については、後年度において元金の償還(返済)と合わせて利払いを行う必要がある。																																																																																																									
対象(誰を・何を)	市債元金にかかる利子																																																																																																									
求める成果(どのような状態にしたいか)	市債の発行の際に定められた条件(償還年次表等)により、毎年度必要とする利子を支払う。																																																																																																									
事業概要	市場施設整備事業債等の利子																																																																																																									
実施内容	<p>平成26年度 市場施設整備事業債等償還額 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">借入年度</th> <th rowspan="2">借入先</th> <th rowspan="2">借入年月日</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th rowspan="2">借入額</th> <th>平成25年度末</th> <th colspan="3">平成26年度中償還額</th> <th>平成26年度末</th> </tr> <tr> <th>未償還金額</th> <th>元金</th> <th>利子</th> <th>計</th> <th>未償還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S.62</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>S.63.5.26</td> <td>4.80%</td> <td>65,800,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>S.63</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H1.5.26</td> <td>4.85%</td> <td>85,800,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H.5</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H6.5.27</td> <td>4.30%</td> <td>33,100,000</td> <td>11,069,778</td> <td>2,029,689</td> <td>454,415</td> <td>2,484,104</td> <td>9,040,089</td> </tr> <tr> <td>H.6</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H7.5.26</td> <td>3.85%</td> <td>31,700,000</td> <td>12,150,166</td> <td>1,836,990</td> <td>450,268</td> <td>2,287,258</td> <td>10,313,176</td> </tr> <tr> <td>H.6</td> <td>災害復旧事業</td> <td>H.8.3.14</td> <td>3.15%</td> <td>18,800,000</td> <td>3,043,870</td> <td>1,498,153</td> <td>84,177</td> <td>1,582,330</td> <td>1,545,717</td> </tr> <tr> <td>H.8</td> <td>大蔵省資金運用部</td> <td>H.9.5.26</td> <td>2.60%</td> <td>60,300,000</td> <td>27,902,538</td> <td>3,180,733</td> <td>704,925</td> <td>3,885,658</td> <td>24,721,805</td> </tr> <tr> <td>H.13</td> <td>財務省資金運用部</td> <td>H.14.5.27</td> <td>1.60%</td> <td>115,300,000</td> <td>47,193,122</td> <td>9,140,213</td> <td>718,675</td> <td>9,858,888</td> <td>38,052,909</td> </tr> <tr> <td>H.13</td> <td>公営企業金融公庫</td> <td>H.14.5.30</td> <td>1.60%</td> <td>105,000,000</td> <td>59,496,497</td> <td>6,979,065</td> <td>1,039,671</td> <td>8,018,736</td> <td>52,517,432</td> </tr> <tr> <td colspan="5">合 計</td> <td>160,855,971</td> <td>24,664,843</td> <td>3,452,131</td> <td>28,116,974</td> <td>136,191,128</td> </tr> </tbody> </table>	借入年度	借入先	借入年月日	借入利率	借入額	平成25年度末	平成26年度中償還額			平成26年度末	未償還金額	元金	利子	計	未償還金額	S.62	大蔵省資金運用部	S.63.5.26	4.80%	65,800,000	0	0	0	0	0	S.63	大蔵省資金運用部	H1.5.26	4.85%	85,800,000	0	0	0	0	0	H.5	大蔵省資金運用部	H6.5.27	4.30%	33,100,000	11,069,778	2,029,689	454,415	2,484,104	9,040,089	H.6	大蔵省資金運用部	H7.5.26	3.85%	31,700,000	12,150,166	1,836,990	450,268	2,287,258	10,313,176	H.6	災害復旧事業	H.8.3.14	3.15%	18,800,000	3,043,870	1,498,153	84,177	1,582,330	1,545,717	H.8	大蔵省資金運用部	H.9.5.26	2.60%	60,300,000	27,902,538	3,180,733	704,925	3,885,658	24,721,805	H.13	財務省資金運用部	H.14.5.27	1.60%	115,300,000	47,193,122	9,140,213	718,675	9,858,888	38,052,909	H.13	公営企業金融公庫	H.14.5.30	1.60%	105,000,000	59,496,497	6,979,065	1,039,671	8,018,736	52,517,432	合 計					160,855,971	24,664,843	3,452,131	28,116,974	136,191,128
借入年度	借入先						借入年月日	借入利率	借入額	平成25年度末	平成26年度中償還額			平成26年度末																																																																																												
		未償還金額	元金	利子	計	未償還金額																																																																																																				
S.62	大蔵省資金運用部	S.63.5.26	4.80%	65,800,000	0	0	0	0	0																																																																																																	
S.63	大蔵省資金運用部	H1.5.26	4.85%	85,800,000	0	0	0	0	0																																																																																																	
H.5	大蔵省資金運用部	H6.5.27	4.30%	33,100,000	11,069,778	2,029,689	454,415	2,484,104	9,040,089																																																																																																	
H.6	大蔵省資金運用部	H7.5.26	3.85%	31,700,000	12,150,166	1,836,990	450,268	2,287,258	10,313,176																																																																																																	
H.6	災害復旧事業	H.8.3.14	3.15%	18,800,000	3,043,870	1,498,153	84,177	1,582,330	1,545,717																																																																																																	
H.8	大蔵省資金運用部	H.9.5.26	2.60%	60,300,000	27,902,538	3,180,733	704,925	3,885,658	24,721,805																																																																																																	
H.13	財務省資金運用部	H.14.5.27	1.60%	115,300,000	47,193,122	9,140,213	718,675	9,858,888	38,052,909																																																																																																	
H.13	公営企業金融公庫	H.14.5.30	1.60%	105,000,000	59,496,497	6,979,065	1,039,671	8,018,736	52,517,432																																																																																																	
合 計					160,855,971	24,664,843	3,452,131	28,116,974	136,191,128																																																																																																	

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	4,239	3,452	2,889	
償還金利子及び割引料	4,239	3,452	2,889	
人件費 B	81	79	79	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	81	79	79	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	4,320	3,531	2,968	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	4,239	3,453	2,889	市場使用料
一般財源	81	78	79	

(このページは白紙です)